

## 表

|          |         |              |  |       |      |    |   |
|----------|---------|--------------|--|-------|------|----|---|
| 講座名      |         | 令和元年 司法試験 憲法 |  | 年 月 日 |      | 点数 | ※ |
| 試験科目・回・問 | 試験地・クラス | 受験番号         |  |       | フリガナ |    |   |
|          |         |              |  |       | 氏名   |    |   |

## 答案用紙 1 頁

## 1. 規制①の合憲性

規制①は公共交通の維持・拡充を図ることに伴い地域における住民の移動手段を確保することを目的として高速路線バスの運行は生活路線バスを運行する集合バス事業者のみに認めるとし、専ら高速路線バスのみを運行している集合バス事業者の生活路線バス事業への新規参入は既存の生活路線バスを運行する集合バス事業者の経営の安定を害さばる場合に限り認められるものである。

そこで、かかる規制①は専ら高速路線バスのみを運行している集合バス事業者の職業遂行の自由を制限するものと憲法22条1項に反しないか。

(1) まず、自己の選択した職業を遂行する自由が保障されなければ意味がないから、職業遂行の自由も同条により保障される。  
したがって上記自由も同条により保障される。

(2) 次に、規制①は貸切バス事業に専ら業し生活路線バス事業を運行する集合バス事業者から受託せしめられ、高速バスのみ路線バスのみを運行することを禁止するものであるから上記自由は制限されている。

(3) もっとも、憲法の保障する職業遂行の自由であっても公共の福祉に基づき必要かつ合理的な制約に服する。

したがって上記制限が公共の福祉に基づき必要かつ合理的な制約である場合には上記制限も正当化される。

そして、職業は自己の生計を維持するためのものであることに加え、自己の個性を全うすべき場として個人の人格的価値と不可分の関連を有するものであることから上記自由は重要なものであると考える。

23

~~むしろ、職業は社会的機能を担う活動としての性質も有るから~~

24

また、規制①の上記制約は、貸切バス事業に転業した場合には高速路線

25

バス~~の~~運行を認めるものであるが、~~そのようば転業を強~~それ以外は一切認

26

めないのであるから強力な制約である。

27

さらに、規制①の目的は上述の通りであるところ、<sup>規制の</sup>~~その目的は専ら積極目的~~

28

のみを目的とするものであるといえる。

29

そこで、目的が正当で、手段が必要 目的が正当で、規制が著しく不合理

30

であることが明白である場合に限り違憲と見做す。

31

(4) 本件についてこれをみると、上記目的は地域住民の利益に資するから

32

正当である。

33

しかし、

~~また~~、上記制約は、上記目的との関係で、これまで高速専業だった

34

集合バス事業者にとっては死活問題となること、生活路線バス用の車両購

35

入等多くの費用がかかること~~を要する~~、既存の生活路線バスを運行する

36

集合バス事業者の経営を脅かすのに参入できる地域の存在について疑問を

37

抱かざるをえない状況であることから、実質的に高速専業者の経営の

38

自由を全面的に奪うものといえる著しく不合理であることが明白であるといえる。

39

したがって規制①は違憲である。

40

## 2. 規制②の合憲性

41

~~規制②は~~ 深刻な交通渋滞の解消を目的として域外からの自家用

42

車の乗り入れを原則禁止するものである。

43

そこで、規制②は特定区域外の住民の域外からの自家用車の乗り入れを

44

する自由を制約し、憲法22条1項に反しない。



裏

(注意事項)  
1 答案用紙の取扱い  
答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり折り曲げたりしないでください。

2 答案作成上の注意  
(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に直線に従って書き込む。  
(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、イ：  
等点となります。）  
(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は、  
(4) 答案用紙の裏面を書き通して答案を作成した場合には、  
時間終了後に配属することは認めません。  
(5) 答案用紙の裏面の印の欄には何も記載しないでください。  
3 その他  
解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断され

答案用紙 3 頁

45 (1) まず、移動の自由は居住移動を可能にするための不可欠の前提となるものだから  
46 同項により保障される。  
47 上記自由も移動の自由と同項により保障される。  
48 (2) 次に規制②は域外からの自家用車の乗り入れを禁止するものであるから  
49 上記自由を制約するものとなる。  
50 (3) もともと、上記制約も公共の福祉により正当化されるから。  
51 了、移動の自由は人身の自由の一つであり、さらに精神的自由の側面も有る  
52 から重要である。  
53 また、上記制約は一般的に乗り入れを禁止するものであり強力な規制と  
54 いえる。  
55 そこで目的が重要で手段が効果的で過度ではないから、上記制約は正当  
56 化される。  
57 本件についてこれをみると目的は渋滞の解消という住民の歩行や緊急  
58 車両の通行の妨害防止に資する重要なものである。  
59 また、規制②により乗り入れを禁止すること渋滞解消効果が期待  
60 され、<sup>禁止</sup>時間帯も限定されているから過度ではないといえる。  
61 よって合憲である。  
62

以上

